

藤掛病院訪問看護センター運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人馨仁会が開設する藤掛病院訪問看護センター（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適正な事業を提供する。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 藤掛病院訪問看護センター
- ② 所在地 可児市広見876

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	備考
管理者	看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	1名	2名	名	名	管理者兼務1名 外来兼務1名

①管理者

管理者は、事業所の職員の管理及び指定訪問看護等の利用の申込みに係る調整、事業の実施状況の把握、その他関係業務の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

②看護職員等

看護師等は、管理者の指示に基づき事業の提供業務、並びに訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 体制 電話等により、24時間常時連絡が可能とする。

(訪問看護の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置
- ⑪ 介護保険における介護予防サービス

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所から自宅までの交通費の実費とする。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- ① 事業所から、往復5キロメートル未満 200円
- ② 事業所から、往復5キロメートル以上10キロメートル未満 300円
- ③ 事業所から、往復10キロメートル以上 400円

尚、医療保険適用の場合は、通常の事業の実施地域も除外し、全ての地域において交通費が発生します。

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実地地域は、可児市、御嵩町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し、必要な措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

当施設ご利用	ご利用時間 毎日 午前9時～午後5時30分 ご利用方法 電話 0574-62-0030 苦情箱（声のポスト）設置：外来、入院窓口 受付窓口：外来、入院窓口（担当者：リスクマネージャー） 訪問看護師代表者、介護支援専門員代表者
可児市役所 介護保険課 介護事業者係	所在地 岐阜県可児市広見1-1 電話番号 0574-62-1111 FAX 0574-63-4406 対応時間 平日 午前9時～午後5時
国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜市下奈良2-2-1 電話番号 058-275-9825 FAX 058-275-7635 対応時間 平日 午前9時～午後5時

2 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村や岐阜県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告する。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所で利用者事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 職員は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。

3 事業所の責めに帰すべき理由により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償責任を速やかに行う。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の虐待の発生又はその再発を防止する為、以下の措置を講じなければならない。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などの活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること。

- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束等の原則禁止)

- 第14条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人または家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要事項を記録することとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第16条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、またまん延しないように、次の号に掲げる措置を講ずるものとする。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

- 第17条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修
 - ② 継続研修
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約書に明記し誓約させること。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人馨仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(記録の整備)

- 第18条 関係記録の保存期間は、完結の日から5年間とする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日に改定し施行する。
この規程は、令和6年6月1日に第14条、第15条、第16条を追加し、第14条、第15条を第17条、第18条へ変更し施行する。